

令和6年度第3回 福島県子ども・子育て会議 議事録

開催日時：令和6年12月25日（水） 14：00～15：30

開催場所：杉妻会館3階会議室（百合）

出席者：福島県子ども・子育て会議委員（18名）

県出席者 事務局（22名）

1 開会（14：00）

2 定足数確認

事務局より、委員数23名に対して、会議開始時に17名の出席があり、定足数（過半数）に達したことを報告した（1名遅参）。

3 局長あいさつ

【こども未来局 吉成局長】

令和6年度第3回福島県子ども・子育て会議の開会に当たり、御挨拶申し上げます。

委員のみなさまにおかれましては、年末のお忙しい中、御参集いただき厚く御礼申し上げます。

本日の会議で御議論いただきますのは、県こどもまんなかプランの計画案についてです。昨年度から3回の会議での議論を経て、今回その全体像をお示しいたします。

計画の前半には、こどもの権利、こどもまんなか社会の意義、2つの意識調査の結果から整理した親と子の幸福度を向上させるための重要な視点など、本プランの基本的な考えを明記いたしました。

中心となる基本的施策については、親と子の幸福度を向上させるという視点から再度点検し、書きぶりを修正するとともに、前回会議でのみなさまからの御意見を反映し、項目を追加するなど、内容の充実に努めました。

今回の会議は、年明けに予定しているパブリックコメント前の大事な会議です。委員のみなさまには、それぞれの専門的な立場や当事者としての経験等から、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

3月には、県民の意見を聴取した上でまとめた最終案をお示しし、御議論いただきたいと考えておりますので、委員のみなさまには引き続き格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4 議事録確認者選出

議長の指名により、宮内 隆光委員、菊池 和弘委員が選任された。

5 議事

(1) 福島県こどもまんなかプランの計画案について

事務局（こども・青少年政策課 斎藤課長）から、【資料1】から【資料3】により、前回会議における委員からの意見等を反映させた修正の状況を説明し、続けて【資料4】により計画案について説明した。また、事務局（児童家庭課 猪狩課長）から【資料5】により「ひとり親家庭実態調査」の結果について説明した。

その後の質疑応答・意見交換については以下のとおり。

【福島大学 宗形 潤子会長】

内容にボリュームがありますので、パートを分けて進めていきたいと思います。まずは第1章から第4章、32 ページまでの内容に関して御意見等あればお願いします。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

22 ページをはじめ計画全体に関わりますが、こども大綱においては「親・養育者」のような表現が用いられている。社会的養護の対象となっていることも、親という表現だと自身が対象にならないと受け止めてしまうからです。

私からは「養育者」という語を入れるべきかどうかの判断まではできかねますが、ただ社会的養護の対象になっているこどもたちのことも考慮していただければと思います。

【福島大学 宗形 潤子会長】

19 ページに「夫婦の仲」とありまして、調査の質問文の関係でこの表現になっているのかとも思ったのですが、「配偶者・パートナー」という表現もある中で「夫婦」と限定するのはいかながなものかと思いましたので、こちらの理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御意見いただきありがとうございます。

いずれも大事な視点かと思います。

まず「養育者」について、この言葉をどう位置付けるべきか考えながら計画を作ってはおりますが、計画内ですべてを「親・養育者」と表記すると読みにくくなってしまう、という事情もあります。当然、こどもまんなか社会では社

会的養護を受けているこどもも対象ですので、そのことが伝わるよう検討していきたいと思います。

もう1点の「夫婦の仲」という標記、こちらの章は調整中の、暫定的な内容ではありますが、配慮が抜けておりました。御指摘のとおり、多様な関係性のあり方が尊重されるべきでございますので、それを十分に考慮した表現に修正させていただきます。

【福島大学 宗形 潤子会長】

ありがとうございました。

第3章は計画でも前の方にありますし、本章で県がこの計画に込めた意思や想いがメッセージとして強く出てくるものと思います。

【近藤 奏音委員】

22 ページに「親のワーク・ライフ・バランスを整えること等」とありますが、職場の理解を得ることも大切なのではないのでしょうか。

理解している職場もあると思いますが、理解が得られない職場に対して、県として「理解してあげてくださいね」と働きかける取組があるのであれば、ここに示した方が、子育て世代にとっての安心材料になるのではと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

今の近藤委員の御発言に対する質問です。

職場の理解については、つまりこの22 ページの「こどもまんなかに向けた重要な視点」、1 番から4 番までありますが、プラス5 番目として「職場の理解」を入れるべき、という趣旨だったのでしょうか。

【近藤 奏音委員】

「3 家庭の愛情」に「親のワーク・ライフ・バランスを整えること等」と記載されていることについて、これだけだと子育てしている方から見て不安が残るので、どのような政策があるのか具体的にわかる文言があれば安心感が出てくるのではないかと、ということです。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

わかりました。

こちらに関連して私からもお願いがあります。親のワーク・ライフ・バランスを考えるということであれば、4 番目の「地域・コミュニティにおける生活の満足感」のこのコミュニティの中に職場を含めた上で、職場において子育てをサポートされている、理解されていることへの満足感などがあれば、近藤委

員の仰ることがより明確になり、親のワーク・ライフ・バランスが活きると思います。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

23 ページの「主な関連施策」というところで、御指摘のあった「3 家庭の愛情」は③の項目で関連の施策を載せております。ここに「共働き・共育での推進」とありますが、5 章の 108 ページと 109 ページに関連施策を載せており、特に 109 ページには、御指摘がありました気運の醸成ですとか、組織のトップの意識改革などに取り組んでいくことに加え、ワーク・ライフ・バランスを普及させるためのイクボスの取組などを記載しております。

福島県におきましても、昨今、少子化の流れが急速に進行しております。その打開策の一つとして社会減、特に若い女性の流出に対応することが重要となりますので、女性にとって働きやすく、選ばれる企業を増やすなど、全庁挙げて、若い女性の県内定着に向けて取り組んでいるところでございます。

22 ページについては、御指摘いただいたことを踏まえて対応を検討させていただきます。

【福島県私立幼稚園・認定こども園 P T A 連合会 伊藤 順朗委員】

基本的なことで恐縮なのですが、「こども」の表記について、平仮名の「こども」と、漢字の「子ども」の違いを教えてください。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

「こども」の表記につきましては、こども基本法とこども大綱で平仮名表記の「こども」が使われておりますので、計画内においても平仮名の「こども」を基本として表記しております。ただし、法律名等の固有名詞で漢字の「子ども」が使われている場合はそのままとしておりますので、計画内で平仮名と漢字とが入り混じっております。

部分的に直し漏れ等はあるかもしれませんが、基本的には平仮名で統一しています。

【福島県私立幼稚園・認定こども園 P T A 連合会 伊藤 順朗委員】

ありがとうございます。

平仮名で表記した「こども」の場合は範囲がとても広く、18 歳以上でも養育されている環境下にあるようなこどもも含み、漢字の「子ども」は 18 歳未満の学生、というニュアンスで見ていたものですから、確認させていただきました。ただ、表記に違いがあると、読みにくい、わかりにくいと感じる人もいるのではないかと思います。

【福島県民生児童委員協議会 古関 久美子委員】

3 ページの「①差別の禁止」で「子ども自身」だけ漢字になっていますが。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御指摘のとおり直し漏れでございます。訂正させていただきます。

【社会福祉法人福島県社会福祉協議会 関 靖男委員】

23 ページの「主な関連施策」の③に「共働き・共育ての推進」とあります。

「共働きの推進」というのは、夫婦が両方とも働いてもらうよう支援するなど、施策として推進していくということでしょうか。

それと、21 ページのこどもの幸福度の概念図について、説明を読むとわかりますが、この概念図だけでは、こどもの幸福度と「孤立・孤独感」とがどう関係するのかわかりにくいので、工夫した方がいいと思います。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御指摘いただきありがとうございます。

まず 21 ページの概念図ですが、こどもの幸福度にはこのような要因が影響するということを表現するため、「孤立・孤独感」については色をグレーにすることでマイナス要因のイメージを出そうとしたのですが、御指摘のとおり、マイナス要因はこの「孤立・孤独感」だけで、現状ではわかりにくいところがありますので、ぱっと見てわかるよう工夫いたします。

また「共働き・共育ての推進」については、108 ページに施策の項目を設けておりますが、「共働き・共育て」という言葉は、近年、国で積極的に使っておりまして、昨年策定されました「こども未来戦略」でも、国として共働き・共育てを推進し、働き方改革を含めた様々な施策・取組を進めていくこととしております。

たとえば、今までは育休を取得したとしても、そのしわ寄せを受けるようなかたちで他の職員の負担が重くなるため、育休の取得を積極的に推奨できない雰囲気がありました。この雰囲気を緩和するため、ある職員が育休を取得した場合、他の職員にも給付金を出せるような制度改正を政府が検討しておりますが、こうした支援をはじめ、働き方に関わる様々な法律や制度の改正により、共働き・共育てを推進していくことが、国全体の大きな流れになっていると認識しております。

【社会福祉法人福島県社会福祉協議会 関 靖男委員】

意味合いとしては、共働きの場合の育児休業だとか、男性の育児への参加を支援するということではないか。「共働きを推進」となると「専業主婦も働き

なさい」と言っているように聞こえるので、言葉はきちんと選ぶべきではないか。

【こども未来局 吉成局長】

「共働き・共育て」は、若い世代が最も望むライフスタイルであり、これはアンケート調査の結果から、全国でも福島県でも同じ傾向にあるとわかっておりますので、夫婦ともに働いて、ともに育てたい、そういう希望に沿った施策を推進していこう、という意味合いで書かせていただきました。

また、先ほど斎藤課長から説明があったとおり、国で使っている言葉の方が受け入れられやすいのではないかと考え、本計画でも「共働き・共育て」を用いております。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

私も「共働き・共育ての推進」という言葉が気になったのですが、この文言はこれで決まりなののでしょうか。

【こども未来局 吉成局長】

これで決まりということではありませんので、事務局としましては、よりよい案があればぜひ御提示いただければと思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

事務局の説明も 109 ページを読むとわかりますし、考え過ぎなのかもしれませんが、「共働きの推進」となってしまうと、専業主婦の人にサポートは必要ない、というイメージを持たれかねないので、「共働きの推進」という文言は書かない方がいい気がします。「共育て」は良いと思いますので、「共働き」は削って「共育て」だけにしていかがでしょうか。

【福島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 伊藤 順朗委員】

近年は共働きの御家庭が多くなって、専業主婦の方は激減しています。はたしてそれが社会にとって良いことなのかどうかは、今後の何十年間を見通して判定することだと思いますが、「専業主婦」は女性だけではなくて、男性でも「専業主夫」を選択して家庭を支えている方がいます。「共働きの推進」と言っていると、弱い立場になる人を作ることになってしまうかもしれません。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

「共働きの推進」とあると、「夫婦ともに働かないのは悪いことなのか」と思われてしまうのではないかと。

【福島県民生児童委員協議会 古関 久美子委員】

私は主にシングルマザーの方を支援していますが、今は3組に1組が離婚する世の中で、ひとり親は働かざるをえませんが、経済的にぎりぎりの状況で生活しています。そのため、私は「共働き・共育て」という言葉を聞いて、共働きでないと子育てできないということかと、受け止めてしまいました。

また、21 ページの図なのですが、ぱっと見たときに、このオレンジ色のところが矢印に見えまして、こどもの幸福度が孤立・孤独感に向かっていると誤解してしまいました。私のように誤解してしまう方は他にもおられると思いますので、修正をお願いいたします。

【福島大学 宗形 潤子会長】

この計画が「こどもまんなかプラン」であり、多様な方々の立場を考慮するなら、「共働き」という言葉は要らないと思います。もちろん、親が共働きであることはこどもにも影響を与えますが、「共育て」だけでも趣旨は伝わるのではないのでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御指摘いただきありがとうございます。

働き方や家族の在り方などは、それぞれの状況によって多種多様なかたちがございます。みなさまからの御意見を重く受け止めて、あらゆる方々から違和感なく受け入れられるような表現を検討したいと思います。

【福島大学 宗形 潤子会長】

それでは、続いて第5章に関しての審議に移らせていただきます。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

37 ページの「こども・若者の意見表明の機会の設定」のところですが、こども家庭庁では意見表明の前に意見形成支援が必要だ、と言っています。県の取組でも、意見形成支援を既にされていると私は認識しておりまして、であれば、ここに意見表明だけではなく、こども・若者の意見形成に対する支援も盛り込まれてはいかがでしょうか。

各市町村は計画を作成する際に県の計画を勘案する、と聞いております。各市町村でも意見形成機会を十分に確保していただきたいので、県の計画において示していただければと思います。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御意見ありがとうございます。

意見の形成支援について、重要な御指摘と思います。

こども未来局では、今年度から「ふくしま YOUTH VOICE」という、高校生を対象にワークショップやフィールドワークを通した意見形成と意見聴取の取組を始めており、また教育庁では「県庁に みんなの声を 届けよう！」プロジェクトという、小学生を県庁に招き、ワークショップにより意見をまとめ、知事にその意見を発表する、という取組がごございます。

他にも、こどもたちが体験や議論を通して意見をまとめていく、またそれを支援する取組はいろいろとごございますので、計画の中に盛り込めるよう検討したいと思います。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

39 ページ、「2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり」の「(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上」の3 番目に「架け橋プログラム推進のための幼小連携研修の充実」とあります。

今年の10 月に、福島県教育委員会で「福島県幼児教育振興指針」を策定しました。こちらで「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」という標語を、就学前のこどもたちのビジョンとして掲げましたが、このことがこのプランに書かれていない。せっかく、2 年間かけて幼児教育振興の指針を作って、福島県のこどもの数は減っているけれど「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」をみんなで育てましょう、と掲げたにも関わらず、このプランからは抜けている。

もうひとつは、架け橋プログラムもそうですが、幼小の接続に関して。各地域では「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」を進めていますが、これはとても大事な取組です。各市町村では子ども・子育て支援事業計画の三期目の策定を進めている頃だと思いますが、各市町村の計画にもこのことをしっかり盛り込んでもらわないと、幼児教育振興どころではなくなるのではないかと。

福島県の他に、0 歳からの育ちを保証して幼児教育につなげていくと掲げている県はありませんので、これらを県の施策としてしっかりと方向付けするよう御検討いただければと思います。

【義務教育課 芦沢主幹】

「福島県幼児教育振興指針」の方、御発言にありましたとおり、10 月に策定いたしましたので、その中で、県として目指す姿を掲げさせていただきました。

確かに、このプランにその点について盛り込まれておりませんでしたので、今いただいた御意見については、今後検討させていただければと思います。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

これはとても大事なポイントで、就学前の教育・保育施設には、公立もあれば私立もありますが、そのすべてが幼児教育施設だ、という共通認識が必要だと思いますので、教育庁はじめ、しっかりと御対応願いたい。こども未来局の方では、39 ページに『ふくしますくすくスケール』を保育所等に向けて周知するとともに、同スケールを活用した遊びの環境改善を推進します」としっかり書かれているのですが、教育庁の方で「福島県幼児教育振興指針」で目標を掲げておきながら、ここに載せないというのはおかしいのではないかと、思います。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

福島市だけの問題なのかもしれませんが、県の方の御意見を伺いたく質問させていただきます。

福島市の公立幼稚園を対象とした健康講座などの講師を頼まれることがありまして、その講座で大事な情報もお話ししているのですが、私立と国立の幼稚園・学校には開講のお知らせが届かない。公立の幼稚園・学校それから認可保育園には届いているようですが、私立と国立の垣根は必要なのでしょうか。

【子育て支援課 石井課長】

保育施設は、市川先生も仰ったように、幼稚園や保育所・認定こども園等は公立／私立で分かれており、県の組織の中でも担当する部署が分かれています。たとえば、私立の幼稚園であれば私学・法人課、公立の幼稚園であれば教育庁、認定こども園等については、私立については私学・法人課、公立なら子育て支援課、と3課で分かれておりますが、文科省やこども家庭庁からの通知は、お互いに関連するような中身であれば、たとえば子育て支援課に届いた通知であっても、私学・法人課と教育庁にも共有するなど、3課で連携を取っております。

各市町村の事業については、その内容によって対応が分かれてくると思いますが、県の内部としては、担当が分かれてはいても連携を図っております。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

ありがとうございます。

私からのお願いになりますが、ぜひ連携を取って、私学も公立も国立も、等しくお知らせが届くよう御対応ください。

【福島県学童クラブ連絡協議会 山田 和江委員】

43 ページの「青少年健全育成の推進」について。地域の青少年健全育成は、

青少年健全育成推進会議に学校や保護者の方が関わっていただいて成り立ちますが、現在、PTAの役員の成り手がなかなかいない。私が子育てしていた頃は、委員会がいろいろあって、県や市のPTA連合会がそこに関わっていましたが、今はPTAが成り立っていないので、保護者の方たちが健全育成の事業に参加していない。

自分のこどもたちはもう卒業していますが、地域の教育力を高めるため、地域のみんなでこどもたちを守っていき、育てていこうと、みんなでがんばっているのですが、保護者がお忙しい。そのために私たち学童クラブがあるのですが、保護者自身が、自分のこどもを自分で守ることがなくなっている。私たちが地域で、自分のこどもではないけれど、がんばってお世話している、けれど親御さんたちが関わってくださらない。家庭、学校、職場、地域と連携して、といろいろなところで書かれてはいるのですが、PTAの方たちが参加しないこともあって、なかなか親の協力が得られない状況にあります。

このように、親御さんたちや家庭との関わりが少なくなっている中で、地域のみんなで、みんなのこどもたちを助けましょう、守りましょう、育てていきましょう、と言われてはいますが、この青少年健全育成をはじめ、県はどのように進めるようと考えているのか、御意見を伺いたいと思います。

【社会教育課 戸倉主幹】

私たちの方でも、PTAのみなさんに御協力していただいて、家庭教育の向上に努めているところですが、地域全体で関わりが少なくなっていることの難しさにつきましては、地域学校協働活動などの社会教育を通じて、幅広く関わっていただければと思っております。家庭教育の面からのサポートにおいても、PTAのみなさんともっと手を取り合って促進していきたいと思っております。

【福島県認定こども園協会 古渡 一秀委員】

山田委員の御苦勞はとてもわかります。

諸外国ではPTA関係で成功している事例が結構あります。日本のPTAの発想では難しい時代に入っていると思いますし、諸外国をいろいろ調べてみますと、PTAとの関係づくりに関する制度設計など参考になりますので、ぜひ県でも調べて、研究していただければと思います。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

107 ページに「(4) 家庭教育支援の推進家庭教育支援の推進」とありまして、今、社会教育課の方からも発言がありましたけれど、こちらに親や家庭への支援、またPTAとの連携について記載してございます。御指摘いただいた

ことについては、青少年健全育成の推進の分野でも非常に重要なポイントでございますので、記載する内容について検討させていただきます。

【郡山女子短期大学部 宇治 和子副会長】

この目次を見ますと、構成がこども中心になっていないと感じます。こども大綱で視点が大きく変わりましたが、その視点が変わったことが伝わってきませんし、これまでの子育て支援と同じような見せ方、枠組みになっていると思います。中身を変える必要はありませんが、順番を入れ替えたり、枠組みを変えたりしてはいかがでしょうか。

また「こどもにとって、このプランで何が得になるのか」という視点も抜けている。たとえば、スクールゾーンをきれいにします、そしてみなさんの通学路を守りますよとか、18 歳までどんな病気になってもちゃんと医療を保障しますよなど、「こどもから見たらこんな社会になります」という、こども向けのメッセージをどこかに載せるなど、書き方や演出の仕方を変えてはいかがでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

こどもの視点に立った施策の見せ方についての御指摘ですが、それにつきましては、こども大綱の視点到に倣い、前計画と構成を大きく変えて、こどものライフステージに沿って施策を整理したところでございます。また、こどもたちに向けて、こどもにとってこのようなメリットがあるよ、といったことを伝える工夫につきましては、今後検討させていただければと思います。

【福島大学 宗形 潤子会長】

教育施策に関しても、親がわかるようにイラストで表すとか、こども向けに1枚絵を作るなど工夫している例がありますので、予算の関係で難しい部分はあるかとは思いますが、わかりやすさから入るのも大事ですので、御検討いただければと思います。

【福島県民生児童委員協議会 古関 久美子委員】

この計画は完成した後、どこまで配布されるのでしょうか。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

県のこども計画は、法律上の規定で、市町村が計画を作成する際に参照することになっておりますので、県内すべての市町村に周知させていただきます。一般向けには、県のホームページに掲載しまして広く周知いたします。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

ふたつほどあります。

まず 57 ページからの「8 援助を必要とするこどもや家庭への支援」についてなのですが、たとえば、58 ページの「(3) 障がい児等の地域支援体制強化」、これは 1 番上の丸がこども未来局の取組。「(5) 医療的ケア児への支援」の 3 番目の丸、これは教育庁。そして「(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築」の、59 ページの 1 番上と 2 番目の丸、これは保健福祉部。その下の「イ 在宅医療における支援・体制整備」の丸の 2 つ目、「退院後の医療的ケア児等の緊急入院に対応できるよう体制の整備を検討します」、これは保健福祉部で、その次の「退院後の医療的ケア児等の保護者の負担を軽減するため、医療的ケア児が利用できる」云々というのはこども未来局と、医療的ケア児に関していろいろな部署が関係しています。

新生児医療は進歩していますので、医療的ケア児はこれから増えることはあっても減ることはありません。医療的ケア児のお子さんがいる御家庭はどれも一生懸命で、そうした御家庭への支援はこれからは必要不可欠となります。私たち医師会もがんばって支えますが、県の方々は横の連携を取って取り組んでいると思いますが、その横の連携が、我々現場の医療機関にはなかなかわかりにくい。いざというときどこに相談していいかわからないのではとても困りますので、県のホームページなどに組織図のようなものがあればたいへんありがたい、というお願いです。

もうひとつのお願いとして。88 ページ、「2-3 小児医療体制やこころのケアの充実」のところで、医者数は全体的に足りていないのですが、中でも小児医療と産科医療を担う医師や助産師が足りないのです。福島県として何とかアピールして、増やしていただけるような施策をお願いいたします。

【児童家庭課 猪狩課長】

医療的ケア児への支援については、複数の部署にまたがっており、さらに県の医療的ケア児支援センターなどもありますので、わかりやすくお示しできるよう検討したいと思います。

【NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 鈴木 綾委員】

98 ページの「(1) 若者への就職支援」の項目に関してです。こちらを拝見すると、マッチングの支援が主な取組となっているかと思います。

前回の会議で、18 歳で家を出る若者たちの中で困難を抱えている者がいることや、運転免許証を持たずに就職活動するため不利な状況にあるこどもたちがいることをお話させていただきました。御回答としては、社会的養護の制度の中で対応している、といったもので、またこちらの 99 ページには、児童養

護施設もしくは里親から自立するこどもに対しての給付金支援などがある、と書いてはありますが、私どもが対面している若者たち、社会的養護の対象になっていない若者の中にも、たとえば寮付きの企業に就職先が限定されてしまう者がいますし、運転免許を持っていないので、就職が困難な者もおります。いわゆる、制度のはざまにいるこども・若者に対しても何かしらの就職支援の取組が届くことを希望しております。

【こども・青少年政策課 斎藤課長】

御意見ありがとうございます。

スーツなどの就職活動における必需品について、現状では、原則として各家庭で負担するものとされているかと思います。一方で、社会的養護を受けていた方は、家庭からの支援が受けにくいことから公的に支援しておりますが、こうした公的な支援の範囲をどこまで広げるべきかは、今後の社会的な需要や、こうした政策が必要であるという機運の広がりなどを考慮しつつ慎重に検討していく必要があります。御指摘の件については、大事な観点でありますので、県の内部で議論を進めていきたいと思っております。

【福島大学 宗形 潤子会長】

47 ページの「(1) 学びの変革による学力向上」についてですが、ふくしま学力調査のテストがメインになっているように読めます。しかし、学力はどこかで評価されることがすべてではありませんし、県の教育委員会では8月に「授業改善グランドデザイン」を出したのですから、調査とかテストのためではなく、福島県として学力向上のためにこのように授業改善していく、といった主張をしっかりと打ち出した方が良いのではないのでしょうか。

【義務教育課 芦沢主幹】

御意見ありがとうございます。

検討させていただきたいと思っております。

【一般社団法人福島県医師会 市川 陽子委員】

資料5の「ひとり親家庭実態調査」の結果について。児童家庭課のホームページを拝見させていただくと、ひとり親の割合は母子家庭が約 97%で父子家庭が3%程度、ということでしたので、実質的には母子家庭に関する調査結果になっているのだろうと見ています。たとえば養育費について、配偶者と離婚したときにもらうかももらわないかの取決めは、主に母子家庭側に関わる部分かと思いますが、父子家庭で、別れた妻から養育費をもらうことがあってもおかしくはない。

そこで、調査の結果がグラフになっていますけれど、母子家庭と父子家庭で分けた方が、よりわかりやすくなると思いました。これだと、母子家庭を対象にした結果に父子家庭も含めているようなかたちになっていて、正確性に欠けるので、データの出し方・見せ方を変えていただくと、よりわかりやすく、説得力が出ると思います。

また、私の外来には父子家庭のお父さんも結構いらっしゃいますが、父子家庭でもたいへん困っている方はいますので、母子家庭と同じくらいに支援があればと。3%だけだから困っていないということはありませんので、そこを掬い上げるような支援をお願いします。

【児童家庭課 猪狩課長】

御意見ありがとうございます。

父子家庭への支援ですが、割合としては3%程度ではありますが、母子・父子分け隔て無く支援するメニューはございます。

また調査結果の見せ方については検討させていただきたいと思います。

【福島大学 宗形 潤子会長】

それでは、これにて議事を終わります。ありがとうございました。

6 その他（補足、追加意見等）

なし

7 閉会（15：30）